

議案第15号

平成31年度潮来市下水道事業特別会計予算

平成31年度潮来市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,556,701千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年3月8日 提 出

潮来市長 原 浩道

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分 担 金 及 び 負 担 金		16,609
	1. 負 担 金	16,609
2. 使 用 料 及 び 手 数 料		363,035
	1. 使 用 料	362,927
	2. 手 数 料	108
3. 国 庫 支 出 金		80,046
	1. 国 庫 補 助 金	80,046
4. 県 支 出 金		4,640
	1. 県 補 助 金	4,640
5. 財 産 収 入		2
	1. 財 産 売 払 収 入	2
6. 繰 入 金		616,765
	1. 他 会 計 繰 入 金	616,765
7. 繰 越 金		10,000
	1. 繰 越 金	10,000
8. 諸 収 入		4

(単位：千円)

款	項	金 額
	1. 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	2
	2. 預 金 利 子	1
	3. 雑 入	1
9. 市 債		465,600
	1. 市 債	465,600
歳 入 合 計		1,556,701

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		78,366
	1. 総 務 管 理 費	78,366
2. 維 持 費		1,082,746
	1. 維 持 管 理 費	1,082,746
3. 下 水 道 費		393,789
	1. 建 設 費	393,789
4. 予 備 費		1,800
	1. 予 備 費	1,800
歳 出 合 計		1,556,701

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道ストックマネジメント計画策定業務委託	平成 3 2 年度	千円 43,000

*改元後については、新元号に改める。

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
霞ヶ浦水郷流域下水道関連公共下水道事業	千円 229,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
霞ヶ浦水郷流域下水道建設負担金	32,200			
資 本 費 平 準 化 債	143,400			
下 水 道 事 業 債 (特 別 措 置 分)	41,500			
公 営 企 業 会 計 適 用 債	18,800			
計	465,600			